

札幌大学復学の手続きに関する要領

平成27年4月1日
制定

1 趣旨

この要領は、札幌大学学則第46条第3項の規定に基づき、復学の手続きについて必要な事項を定める。

2 願出

復学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、復学願を事務局に提出しなければならない。期限までに復学願を事務局に提出しない者は、学則第50条第1項第4号を適用する。

3 許可

学長が復学の可否を決定する。

4 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

5 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。